

# 平成30年度裾野市農業委員会1月総会 議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日(木) 午後3時00分から午後3時45分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

## 4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--

## 5. 事務局出席者

書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

## 6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	鈴木 昭子	5	手綱 史芳
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第21号 農地法第5条の規定による届出後の計画変更届出に対する受理について
- (2) 報第22号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

## 7. 会議の概要

議長

只今から平成30年度裾野市農業委員会1月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、4番 鈴木昭子委員、5番 手綱史芳委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。  
 報第21号 農地法第5条の規定による届出後の計画変更届出に対する受理についてを議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第21号 農地法第5条の規定による届出後の計画変更届出に対する受理に

ついて  
(議案朗読)

議 長 　ただ今の報第21号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、報第22号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第22号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について (議案朗読)

議 長 　ただ今の報第22号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 4番 鈴木昭子委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、富士急シティバス「景が島バス停」西側に位置します。市街化調整区域内にある農地で、現況は畑です。面積は3,154㎡で、芝が作付けされています。

申請地は渡人が平成10年2月に相続により取得しました。渡人は、会社に勤めながら所有している農地の耕作を続けていますが、農業経験が充分でないことや、体調の悪化などもあり、自身が所有するすべての農地について耕作を続けることが難しくなってきたため、耕作してくれる人を探していました。

一方、受人は現在公務員として働きつつ、所有する農地において水稻や芝、露地野菜などを栽培しており、今回の申請地と近接した農地でも耕作をしています。

そういったなか、渡人と受人の間で協議がなされ、受人が申請地を売買で取得し耕作を続けることで話がまとまり、申請に至りました。

耕作は受人本人が行いますが、30年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は6,219㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から徒歩で5分程度です。他の農地についても、すべて適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。耕作計画によると、芝を作付する予定です。

農地の形状を変更することなく耕作を続ける計画であることから、周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 　質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

- 議 長            それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長            それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 及び 議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 は関連があるため一括して議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局            はい。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 及び 議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2  
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長            続きまして、地区担当推進委員 高草富一委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員    申請地は、新井内科クリニックの約160m南西側に位置します。現況は畑となっています。  
使用借人は、現在借家に住んでおりますが、昨年第1子を出産したことをきっかけに、自己住宅の建築を検討し、妻の父である使用貸人が所有する農地に、分家住宅を建築することに了承を得られたため、申請するものです。  
申請地は、平成30年4月に農振除外の申出があり、5月農業委員会全員協議会で除外についての同意をしています。  
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。  
東側は宅地、南側は道路、西側・北側は使用貸人の農地に接しています。申請地西側農地の西側には水路があるため、排水は合併浄化槽を経由し、西側水路へ放流します。その際、使用貸人が所有する農地に集水桝を設置することとなるため、同時に農地法3条申請を行い、区分地上権を設定します。南側道路との境以外は全て見切りが入るため、雨水等が周辺に流入することはなく、敷地内は、駐車場部分以外は砕石敷きとなるため、自然浸透となります。  
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長            質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。
- (質問、意見等 なし)
- 議 長            それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号2及び議第36号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長            それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

- 事務局 はい。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、富岳キッズセンターあいの約70m南側に位置します。現況は畑となっています。  
受人は、土建業を営んでおり、土木資材や重機の置場が手狭になってきたため、車の出入りが便利で近隣への影響が少ない申請地の取得について渡人に懇願したところ、渡人は耕作管理に苦勞していたため話がまとまり、申請に至りました。  
農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。  
建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。  
南側・東側は農地、西側は雑種地、北側は道路に接しています。申請地は、砂利敷きとなり、緩やかな勾配で南側が低くなりますが、隣接農地との境には既存の見切りがあるため、雨水が隣接農地へ入ることはありません。また、南側農地の乗入れを確保するため、申請地東側に2.5m幅の農作業用進入路を確保します。  
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。
- (質問、意見等 なし)
- 議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3  
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、富岡支所の約100m西側で富岡分団詰所南側に位置します。現況は畑となっています。  
使用借人は、現在アパートに住んでおりますが、子供の成長と共に手狭になってきたことから、住宅が建てられる土地を探していたところ、使用貸人である父親の農地に分家住宅を建築することに了承を得られたため、申請するものです。  
農地区分は、富岡支所からの距離が300m以内であるため、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、北側は宅地、東側・南側は使用貸人の農地に接しています。  
汚水は浄化槽を経由し、西側道路側溝へと放流します。雨水は、隣接する農地との境となる東側・南側に見切りを入れ雨水の流出防止を図り、申請地内を砂利敷とするため自然浸透となります。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 3番 服部敏淳委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富沢地先の株式会社イトーを東へ進み、東名高速道路を超え約850m北西側に進んだ位置です。現況は畑となっています。

渡人は、相続により申請地の農地を取得しましたが、市内に居住しておらず、申請地が遠方となるため、維持管理に苦慮していました。受人は、太陽光発電事業用地を業者を通じて探していたところ、申請地の売買について、両者が合意したことから、申請に至りました。計画では、敷地内にパネル324枚、パワーコンディショナー9台を設置します。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側・南側は道路、東側は雑種地(既設太陽光)、西側は畑に接しています。西側農地は申請地より一段高く、申請地の北東側が一番低くなるように勾配をつけることから、雨水が農地へ入ることはありません。

申請地は土となり、大雨対策として北側・東側は堰堤となるよう約50cm盛土して、申請地内に雨水を溜め自然浸透させます。また、年4回メンテナンスが入るため、その際雑草の状況を確認し、必要に応じて委託業者へ草刈りを依頼することで、適正な管理を行います。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

岡田廣正会長 許可をするにあたり、草刈りを適切に行うことと、西側農地への進入路を十分に確保することを条件に加えてください。

事務局 承知しました。

議長 そのほかに発言のある委員は挙手をお願いします。

高草富一委員 計画図を見ると、北東側の一部の太陽光パネルが法面にはみ出しているように見えます。周囲への影響は考えられないのでしょうか？

事務局 申請者に対し、風雨に十分耐えられる設計かどうか改めて確認します。

議長 そのほかに発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号5を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号5 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、富二小学校の約120m南西側に位置します。現況は畑となっています。賃借人は裾野市発注の呼子大橋耐震補強補修工事を請負い、掘削で発生した土砂を一時的に保管する場所が必要となったため、呼子大橋に隣接する農地を所有する賃貸人から土地を借り受けることについて同意を得られたため、一時転用を申請するものです。一時転用期間は、許可日から5か月間であり、工事完了後、仮置きしたものは全て撤去し、農地へ復元する計画です。  
農地区分は、農振農用地に該当しますが、3年以内の一時転用であり、一時的な利用の期間の範囲内です。代替性の検討もされており、立地基準は問題ないと思います。  
建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正です。  
本件は、5か月間の一時転用であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。  
西側は道路、北側・東側・南側は貸人の農地に接しています。雨水は場内自然浸透となりますが、隣接する農地は全て貸人の農地であり、一時転用について了承しています。  
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号6を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号6 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、下和田地区集会所の約60m東側に位置します。現況は畑となっています。使用借人は、現在アパートに住んでおりますが、子供の出産を機に、分家住宅の建築を検討してきました。使用貸人は、使用借人の父であり、申請地に分家住宅を建築することの了承を得られたことから申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は宅地、北側は農地、東側・南側の一部は使用貸人の農地、南側の一部は使用貸人の宅地に接しています。排水は、浄化槽を経由し、敷地延長部分の道路下を通り市道側溝へと放流します。北側農地は申請地より一段高く、申請地の周囲には見切りコンクリートを設置し、周辺土地への雨水流出を防止します。

また、申請地に隣接する使用貸人の農地はこれまで接道がありませんでしたが、分家住宅用の敷地延長道路設置により、車で農地へアクセスすることが可能となるため、利便性が向上します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号6について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定についてを議案とします。

こちらの案件については、志村重利推進委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、志村重利推進委員は、議案審議の間、一時退席願ひます。

(志村重利推進委員 退席)

議 長 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について  
番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きます。地区担当委員 11番 勝又俊博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は裾野長泉清掃施設組合・中島苑の北東約230mに位置しており、深良地区の圃場整備区域内です。

申請地は農用地区域内にある農地で、地目は田です。今年度県営中山間地域総合整備事業(生産基盤型)が行われた区域であり、この度県知事から貸人が一時利用地の指定を受けました。面積は3,064㎡です。

貸人は、昭和36年に相続により従前の土地を取得しました。基盤整備工事が終わり、申請地と隣接の田が貸人の一時利用地となり、貸人と家族により耕作管理が行われています。

借受者は市内の認定農業者です。今回、基盤整備をした土地で農地を拡大したいと考えており、借受者が耕作するという事で話がまとまったため、農地中間管理事業を活用して、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社に土地を貸し付けることとなりました。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者が通作に要する時間は車で5分程度です。借受者の世帯での経営農地は17,914㎡あり、効率的に管理されています。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、借受者自身により、水稻を作付する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第37号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。  
志村重利推進委員にご着席願います。  
(志村重利推進委員 着席)

議 長 以上で、全ての議案が終了しました。これをもって平成30年度裾野市農業委員会1月総会を閉会します。



平成31年1月10日(会議録署名人)

4番署名人

鈴木 昭子

5番署名人

手綱 史芳

